

沼津市盛土等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市盛土等の規制に関する条例（令和5年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める産業廃棄物)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号の燃え殻
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号の汚泥のうち、浄水処理に伴って生じた汚泥その他の無機性の汚泥
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第7号のガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号の鋳さい
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第12号のばいじん
- (7) その他市長が別に定める産業廃棄物

(規則で定める処理)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める処理は、固化、凝集、破碎その他市長が認める処理とする。

(規則で定める公共的団体)

第4条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 地方住宅供給公社
- (8) 地方道路公社

- (9) 土地開発公社
- (10) 日本下水道事業団
- (11) 中日本高速道路株式会社
(事業の許可申請)

第5条 条例第10条第2項の規定による許可の申請は、盛土等事業許可申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第2項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項の申請を行う者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員の名、住所及び役職名
- (2) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事業所の所在地並びに役員の名、住所及び役職名）

3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 位置図及び事業区域図（縮尺1／2,500～1／25,000）
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図の写し
- (5) 事業施行仮契約書の写し
- (6) 事業主及び請負者の身分を証明できるもの並びに印鑑登録証明書（法人にあっては、当該法人の経歴書、定款、登記事項証明書、営業報告書その他信頼度と実績を証明できるもの）
- (7) 事業区域及び隣接地所有者等一覧表（第3号様式）
- (8) 盛土等事業施行同意書（第4号様式）
- (9) 説明会等開催結果報告書（第5号様式）
- (10) 土砂等の搬出入経路図（縮尺1／2,500～1／25,000）
- (11) 現況平面図及び縦横断図並びに排水平面図及び縦横断図（縮尺1／50～1／500）
- (12) 計画平面図及び縦横断図並びに排水平面図及び縦横断図（縮尺1／50～1／500）
- (13) 搬入土砂等調書
- (14) 搬入土砂等の土質検査報告書

(15) 事業に要する経費に係る資金調達計画書（第6号様式）及び次のアからウまでに掲げる書類

ア 申請者が個人である場合にあつては、前年に係る所得税額及び納付済額を証する書類

イ 申請者が法人である場合にあつては、前年に係る法人税額及び納付済額を証する書類、直前の事業年度に係る決算報告書

ウ 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金または貯金の残高を証する書類その他の盛土等に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

(16) 事業区域の現況写真

(17) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の許可書又は受付証明書の写し

(18) 工程表

(19) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 前項第14号の搬入土砂等の土質検査報告書の検査基準は、別記第1のとおりとする。

（周辺地域の住民等への周知）

第6条 条例第11条第1項に規定する事前説明会の開催等は、条例第10条第2項又は第13条第1項の申請書を提出する日の30日前までに行わなければならない。

（事業の許可）

第7条 市長は、第5条の規定による許可の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、盛土等事業許可（不許可）決定通知書（第7号様式）により事業主に通知するものとする。

（施行基準）

第8条 条例第12条第1項第3号の規則で定める施行基準は、別記第2のとおりとする。

（変更の許可申請等）

第9条 条例第13条第1項の規定による変更の許可を受けようとする事業主は、盛土等事業変更許可申請書（第8号様式）に、第5条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請するものとする。

2 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 条例第10条第1項の許可を受けた者（以下この条及び次条において「許可事業

主」という。)が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所又は役職名の変更

(2) 許可事業主が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は役員の氏名、住所若しくは役職名)の変更

(3) 請負者の氏名又は住所(請負者の変更を伴わない場合に限る。)若しくは法人にあっては代表者の氏名(代表者の変更を伴わない場合に限る。)

(4) 事業の施行期間を短縮する変更

(5) 土砂等の量を減少する変更

3 市長は、第1項の規定による変更の許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、盛土等事業変更許可(不許可)決定通知書(第9号様式)により事業主に通知するものとする。

4 条例第13条第2項の規定による届出は、盛土等事業変更届出書(第10号様式)により行うものとする。

(地位の承継の承認申請)

第10条 条例第15条第1項の規定による申請は、盛土等事業地位承継承認申請書(第11号様式)により行うものとする。

2 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第10条第1項の許可を受けた年月日及び許可の番号

(2) 事業区域の所在地

(3) 現場管理責任者の氏名及び住所

(4) 条例第15条第1項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び役職名

(5) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事業所の所在地並びに役員の氏名、住所及び役職名)

(6) 承継の理由

3 第1項の盛土等事業地位承継承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 盛土等事業許可決定通知書の写し

(2) 第5条第3項第5号から第8号まで及び第15号並びに第17号に掲げる書類

(3) 許可事業主の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又

は分割により当該事業の全部を承継した法人であることを証する書類

(事業開始の届出)

第11条 条例第16条の規定による届出は、盛土等事業開始届出書（第12号様式）により行うものとする。

(標識)

第12条 条例第18条の規則で定める標識は、事業掲示板（第13号様式）及び危険防止表示板（第14号様式）によるものとする。

(土砂等管理台帳)

第13条 条例第19条の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（第15号様式）によるものとする。

2 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 土砂等が発生した場所ごとの1日当たりの土砂等の搬入の量及び搬入のための車両の数
- (3) 一時堆積にあつては、1日当たりの土砂等の搬出の量及び搬出のための車両の数

3 条例第19条の土砂等管理台帳には、毎月の末日までに、当該月に係る前項第1号及び第2号（一時堆積にあつては、同項各号）に掲げる事項を記載しなければならない。

(事業に用いられた土砂等の量の報告)

第14条 条例第20条の規定による報告は、事業に着手した日以後、毎月5日までに前月中に用いられた土砂等の量について、土砂等使用量報告書（第16号様式）を提出して行うものとする。ただし、事業を完了し、又は中止した場合にあつては、当該完了し、又は中止した日の属する期間に係る条例第20条の規定による報告は、直近の報告後に用いられた土砂等の量について、条例第28条第1項の規定による届出と同時に、同様式を提出して行うものとする。

(条例第21条第1項及び第3項に規定する規則で定める情報)

第15条 条例第21条第1項及び第3項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第2号から第14号までに掲げる事項に係る情報

(2) 事業に要する経費に係る情報

(報告の徴収)

第16条 市長は、条例第22条第1項の規定による報告を求めるときは、報告徴収通知書（第17号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業主等は、事業報告書（第18号様式）を市長に提出するものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第23条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第19号様式）によるものとする。

(改善措置命令)

第18条 条例第24条の規定による改善措置命令は、盛土等事業改善措置命令書（第20号様式）により行うものとする。

(許可の取消し)

第19条 条例第25条の規定による許可の取消しは、盛土等事業許可取消通知書（第21号様式）により行うものとする。

(中止命令)

第20条 条例第26条の規定による中止命令は、盛土等事業中止命令書（第22号様式）により行うものとする。

(原状回復命令等)

第21条 条例第27条の規定による原状回復その他必要な措置の命令は、盛土等事業原状回復等措置命令書（第23号様式）により行うものとする。

(中止又は完了の届出等)

第22条 条例第28条第1項の規定による中止又は完了の届出は、盛土等事業完了（中止）届出書（第24号様式）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の規定による通知は、検査結果通知書（第25号様式）により行うものとする。

3 条例第28条第3項の規定による改善措置命令は、盛土等事業改善措置命令書により行うものとする。

(土地所有者等への通知)

第23条 条例第29条の規定による通知は、盛土等に関する処分等実施通知書（第26号様式）により行うものとする。

(土地所有者等に対する改善措置勧告)

第24条 条例第30条の規定による改善措置勧告は、土地所有者等に対する改善措置勧告書（第27号様式）により行うものとする。

（違反事実の公表）

第25条 条例第31条第1項及び第2項の規定による公表は、市掲示板への掲載その他の方法により行うものとする。

（書類の提出部数）

第26条 この規則の規定による申請書、届出書、添付書類等の提出部数は、それぞれ正本1部、副本1部とする。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則（平成23年6月10日規則第37号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成28年1月12日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和5年9月29日規則第67号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別記第1（第5条関係）

搬入土砂等の土質検査基準

1 土壌の採取方法

土壌の採取方法は、次のとおりとする。

- (1) 土砂等の発生場所ごとに採取する。
- (2) 土壌の採取は、土壌面積が500平方メートルまでは2か所とし、500平方メートルを超える毎に1か所を加える。
- (3) 採取地点は、市長と事業主等が協議して定める。ただし、シールド工法の場合は、断面付近から採取する。
- (4) 採取土壌は、最大3か所のものを混合し1検体として検査することができる。

2 検査基準

検査基準は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）第1の1の規定による環境基準とする。ただし、カドミウムの農用地における

環境基準の検査は、明らかに汚染されていないと認められる土壌においては検査を省略できるものとする。この場合において、汚染の有無は、事業主等が土砂等の発生場所を所管する農政事務所等に相談の上判断するものとする。

3 検査方法

検査方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」別表の測定方法による。

4 検査機関

検査機関は、公共機関又は環境計量証明事業者とする。

5 検査の省略

2の検査基準に定める物質のうち、明らかに基準を満たしていると認められる物質については、検査を省略できるものとする。この場合において、基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない。

別記第2（第8条関係）

盛土等事業の施行基準

1 共通事項

(1) 周辺対策

事業の施行に当たっては、粉塵、騒音、振動、土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないように努めるものとする。

(2) 作業時間

ア 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、関係機関との協議において作業時間に特段の定めがある場合は、当該作業時間とする。

イ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日までは、原則として作業を中止するものとする。

ウ 緊急を要する作業が発生した場合は、搬出入路、沿道及び周辺住民の理解を得るものとする。

(3) 交通対策

ア 搬出入路を指定する場合は、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議するものとする。

イ 搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止等必要な措置を講ずるものとする。

ウ 関係機関と協議し、通行期間、交通誘導警備員の配置、標識の設置、安全施

設の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 安全対策

ア 事業区域内に、みだりに人が立ち入るのを防止するため、安全対策をするものとする。

イ 囲いをする場合は、風圧等により容易に転倒破壊されない構造のものとする。

ウ 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

エ 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。また、この場合において、車両系建設機械の運転者は、この誘導者が行う誘導に従わなければならない。

オ 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

(7) 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。

(4) 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。

(5) 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

(5) 保安距離

境界から盛土等の法尻までの距離を5メートルとする。ただし、擁壁等を設置して、隣接地への安全保持が確認できるものは、この限りではない。

(6) 事故対策

ア 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講ずるものとする。

イ 事業施行中に事業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講ずる

とともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく市長に報告しなければならない。

(7) 防災対策

ア 施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めるものとする。

イ 災害が発生した場合は、事業主等が責任をもって解決に当たるものとする。

2 技術基準

別に定める「盛土等に関する技術基準」に基づき事業を施行するものとする。

3 その他

事業の施行に当たっては、この施行基準によるほか、関係法令に則り処理するものとする。